

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月15日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）5,000億円を上限とします。内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成27年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するとともに、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」のうち、以下の「魅力的な投資ユニバース」については、以下の通り更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

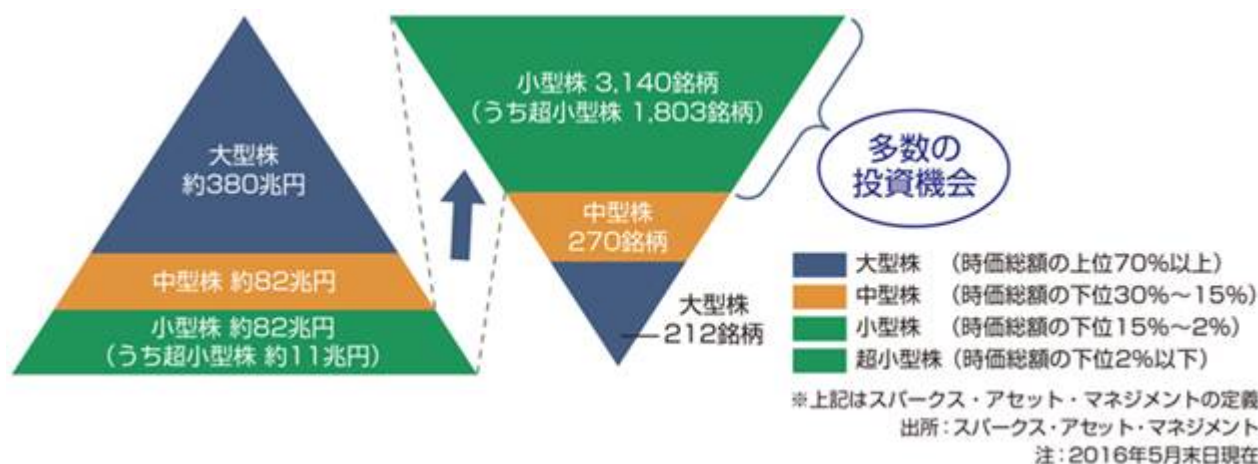
～ 略

ファンドの特色

略

<魅力的な投資ユニバース>

当ファンドの主な投資対象である小型株式は、日本の全上場銘柄数の約9割に該当し、規模は小さくとも多数の投資機会が存在するといえます。



略

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成27年10月末日現在）

b. (略)

c. 大株主の状況（平成27年10月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

<訂正後>

（略）

委託会社の概況

a．資本金 25億円（平成28年5月末日現在）

b．（略）

c．大株主の状況（平成28年6月13日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス	50,000株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(3)運用体制」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成28年5月末日現在）

運用調査部門	
<ul style="list-style-type: none"> 日本株式ロング・ショート投資戦略 日本株式中小型・集中投資戦略 日本株式長期厳選投資戦略 	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託運用 日本株式環境・クリーンテック投資戦略 株主責任投資戦略
<p>共有のリサーチ・プラットフォーム ファンドマネージャー兼アナリスト 11名 アナリスト 4名</p>	
<p>トレーディング室 トレーダー 2名</p>	

当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えています。調査結果及びその分析と評価等は、運用戦略の区分を超えて日本株の運用調査に携わる全てのファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

平成28年5月末日現在において、日本株の運用調査に携わる人員数は15人、運用経験年数は総計約203年（平均約13年）、また当社での運用経験年数合計は、約151年（平均約10年）となっております。また、日

本証券アナリスト保有者11名、米国証券アナリスト検定会員(C F A)保有者4名、海外M B A保有者5名となっております。

なお、当ファンドは、下記のチーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「C I O」といいます。）の指揮・監督の下、C I Oに指名されたファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。運用に係る最終的な責任はC I Oが担っております。

藤村 忠弘

当社取締役 運用調査本部長

日本証券アナリスト協会検定会員、米国証券アナリスト検定会員(C F A)

1986年に国内の投信委託会社に入社、米国留学等を経て、

1999年7月に当社入社以降、継続して日本株式の運用調査部門に所属。

運用経験年数：約26年(他社での運用経験：約9年、当社での運用経験：約17年)

意思決定プロセス

- a. ファンド・マネージャーは、C I Oの指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。
- b. C I Oは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。
- c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、多数の議案を短期間に検証する必要もあり、議案の類型毎に行使ガイドラインと運営プロセスは社内にて規則化されており、議決権の適切な行使に務めております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人によりの報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

ファンドの運用体制等は、今後変更される場合があります。

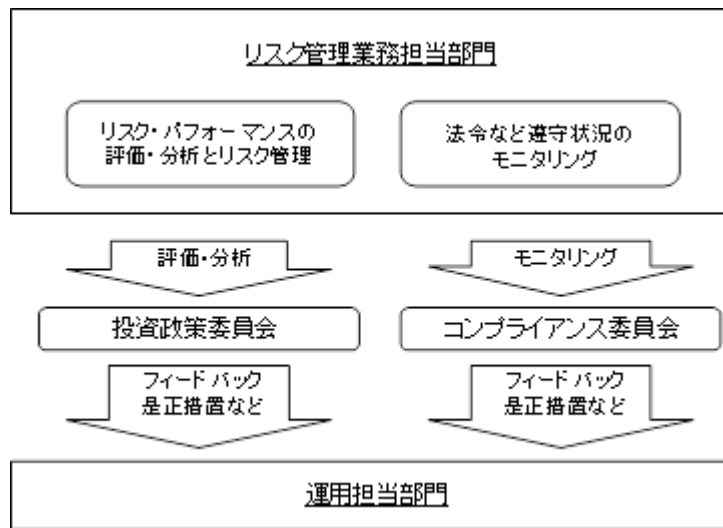
3【投資リスク】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」のうち、<リスクの管理体制>以降、以下の通り、更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

<リスクの管理体制>

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成28年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2011年6月～2016年5月)



※上記グラフは、2011年6月～2016年5月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2011年6月～2016年5月)



※上記グラフは、2011年6月～2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLC により開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

新興国債：シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLC により開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

略

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子配当等および譲渡所得等が追加される予定です。

2) 法人の受益者に対する課税

略

～ 略

(注) 上記は平成27年10月末日現在のものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(注) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年1月1日より20歳未満の方を対象とした未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の口座開設の受付が開始され、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

略

表 略

上記は、平成27年10月末日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」が適用される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

略

<訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人、法人の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

略

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

略

～ 略

（注）上記は平成28年5月末日現在のものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

略

表 略

上記は、平成28年5月末日現在の情報をもとに記載しています。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5運用状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は2016年5月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	5,440,941,800	95.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		263,366,119	4.62
合計(純資産総額)		5,704,307,919	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価(円) 下段：評価単 価(円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	日本	株式	東洋紡	繊維製品	1,157,000	172.06 206.00	199,078,264 238,342,000	4.18
2	日本	株式	ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	保険業	127,800	1,193.00 1,570.00	152,465,400 200,646,000	3.52
3	日本	株式	日精エー・エス・ビー機械	機械	96,000	2,428.36 2,070.00	233,122,986 198,720,000	3.48
4	日本	株式	オープンハウス	不動産業	64,000	2,050.70 2,964.00	131,244,701 189,696,000	3.33
5	日本	株式	ジャックス	その他金融業	363,000	498.00 520.00	180,774,000 188,760,000	3.31
6	日本	株式	東洋建設	建設業	343,000	537.72 509.00	184,438,601 174,587,000	3.06
7	日本	株式	カプコン	情報・通信業	64,700	2,463.50 2,620.00	159,388,766 169,514,000	2.97
8	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	67,000	2,429.63 2,489.00	162,785,364 166,763,000	2.92
9	日本	株式	小野建	卸売業	129,600	1,058.83 1,281.00	137,224,894 166,017,600	2.91
10	日本	株式	藤森工業	化学	69,800	2,933.69 2,368.00	204,771,449 165,286,400	2.90
11	日本	株式	パルコ	小売業	170,000	1,035.13 927.00	175,972,565 157,590,000	2.76
12	日本	株式	富士紡ホールディングス	繊維製品	623,000	229.41 251.00	142,921,754 156,373,000	2.74

13	日本	株式	センコー	陸運業	235,000	853.26 660.00	200,515,791 155,100,000	2.72
14	日本	株式	D T S	情報・通 信業	63,000	2,176.37 2,373.00	137,111,501 149,499,000	2.62
15	日本	株式	富士石油	石油・石 炭製品	370,300	373.00 402.00	138,121,900 148,860,600	2.61
16	日本	株式	ジャストシステム	情報・通 信業	159,000	915.00 916.00	145,485,000 145,644,000	2.55
17	日本	株式	ナブテスコ	機械	48,000	2,317.51 2,819.00	111,240,480 135,312,000	2.37
18	日本	株式	トッパン・フォーム ズ	その他製 品	107,300	1,454.68 1,259.00	156,087,090 135,090,700	2.37
19	日本	株式	昭和電工	化学	1,173,000	153.44 114.00	179,988,666 133,722,000	2.34
20	日本	株式	T A S A K I	その他製 品	80,000	1,712.00 1,617.00	136,960,000 129,360,000	2.27
21	日本	株式	日油	化学	130,000	843.00 965.00	109,590,000 125,450,000	2.20
22	日本	株式	東洋電機製造	電気機器	382,000	417.00 326.00	159,294,000 124,532,000	2.18
23	日本	株式	イオンファンタジー	サービ ス業	44,900	2,069.63 2,726.00	92,926,498 122,397,400	2.15
24	日本	株式	プレス工業	輸送用機 器	288,000	530.07 420.00	152,660,024 120,960,000	2.12
25	日本	株式	住友電設	建設業	85,600	1,490.00 1,394.00	127,544,000 119,326,400	2.09
26	日本	株式	D I C	化学	400,000	275.61 263.00	110,243,959 105,200,000	1.84
27	日本	株式	ビックカメラ	小売業	100,000	1,113.27 1,039.00	111,327,342 103,900,000	1.82
28	日本	株式	メタウォーター	電気・ガ ス業	33,000	2,909.00 2,941.00	95,997,000 97,053,000	1.70
29	日本	株式	フジ住宅	不動産業	127,000	683.00 730.00	86,741,000 92,710,000	1.63
30	日本	株式	マーベラス	情報・通 信業	93,400	850.32 978.00	79,419,923 91,345,200	1.60

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	情報・通信業	11.30
		化学	9.69
		不動産業	7.42
		繊維製品	6.92
		機械	6.30
		その他金融業	6.23
		卸売業	5.20
		建設業	5.15
		その他製品	4.86
		輸送用機器	4.79
		小売業	4.58
		電気機器	3.74
		保険業	3.70
		陸運業	3.56
		石油・石炭製品	2.61
		サービス業	2.15
		金属製品	1.86
		電気・ガス業	1.70
		非鉄金属	1.37
		ガラス・土石製品	1.22
銀行業	1.05		
合計			95.38

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2001年10月15日)	4,206,208,910	4,206,208,910	0.7620	0.7620
2期	(2002年10月15日)	2,853,912,260	2,853,912,260	0.6901	0.6901
3期	(2003年10月15日)	2,789,581,715	3,003,892,528	1.0413	1.1213
4期	(2004年10月15日)	1,917,851,879	1,925,964,574	1.1820	1.1870
5期	(2005年10月17日)	1,749,976,051	1,760,688,285	1.6336	1.6436
6期	(2006年10月16日)	3,807,743,029	3,807,743,029	1.6594	1.6594
7期	(2007年10月15日)	2,742,429,728	2,742,429,728	1.5860	1.5860
8期	(2008年10月15日)	1,064,196,485	1,064,196,485	0.7618	0.7618
9期	(2009年10月15日)	1,332,639,891	1,332,639,891	1.1776	1.1776
10期	(2010年10月15日)	1,078,516,427	1,078,516,427	1.0928	1.0928
11期	(2011年10月17日)	1,317,554,631	1,317,554,631	1.1576	1.1576
12期	(2012年10月15日)	1,266,932,605	1,266,932,605	1.1738	1.1738
13期	(2013年10月15日)	3,994,814,472	4,081,528,291	2.3034	2.3534
14期	(2014年10月15日)	4,046,681,431	4,124,434,269	2.6023	2.6523
15期	(2015年10月15日)	5,670,181,440	5,760,240,282	3.1480	3.1980
	2015年5月末日	5,168,201,227		3.2207	
	2015年6月末日	5,232,656,671		3.2845	
	2015年7月末日	5,610,564,408		3.2833	
	2015年8月末日	5,639,673,161		3.1917	
	2015年9月末日	5,541,484,847		3.0694	
	2015年10月末日	5,933,971,647		3.2088	
	2015年11月末日	6,039,822,317		3.3274	
	2015年12月末日	5,817,260,445		3.1715	
	2016年1月末日	5,450,099,392		2.9201	
	2016年2月末日	5,046,618,213		2.6969	
	2016年3月末日	5,506,323,755		2.9524	
	2016年4月末日	5,379,560,522		2.8974	
	2016年5月末日	5,704,307,919		3.0615	

【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2000年10月19日	至 2001年10月15日	0.0000
2期	自 2001年10月16日	至 2002年10月15日	0.0000
3期	自 2002年10月16日	至 2003年10月15日	0.0800
4期	自 2003年10月16日	至 2004年10月15日	0.0050
5期	自 2004年10月16日	至 2005年10月17日	0.0100
6期	自 2005年10月18日	至 2006年10月16日	0.0000

7期	自 2006年10月17日	至 2007年10月15日	0.0000
8期	自 2007年10月16日	至 2008年10月15日	0.0000
9期	自 2008年10月16日	至 2009年10月15日	0.0000
10期	自 2009年10月16日	至 2010年10月15日	0.0000
11期	自 2010年10月16日	至 2011年10月17日	0.0000
12期	自 2011年10月18日	至 2012年10月15日	0.0000
13期	自 2012年10月16日	至 2013年10月15日	0.0500
14期	自 2013年10月16日	至 2014年10月15日	0.0500
15期	自 2014年10月16日	至 2015年10月15日	0.0500

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2000年10月19日 至 2001年10月15日	1.0000	0.7620	23.80
2期	自 2001年10月16日 至 2002年10月15日	0.7620	0.6901	9.44
3期	自 2002年10月16日 至 2003年10月15日	0.6901	1.1213	62.48
4期	自 2003年10月16日 至 2004年10月15日	1.0413	1.1870	13.99
5期	自 2004年10月16日 至 2005年10月17日	1.1820	1.6436	39.05
6期	自 2005年10月18日 至 2006年10月16日	1.6336	1.6594	1.58
7期	自 2006年10月17日 至 2007年10月15日	1.6594	1.5860	4.42
8期	自 2007年10月16日 至 2008年10月15日	1.5860	0.7618	51.97
9期	自 2008年10月16日 至 2009年10月15日	0.7618	1.1776	54.58
10期	自 2009年10月16日 至 2010年10月15日	1.1776	1.0928	7.20
11期	自 2010年10月16日 至 2011年10月17日	1.0928	1.1576	5.93
12期	自 2011年10月18日 至 2012年10月15日	1.1576	1.1738	1.40
13期	自 2012年10月16日 至 2013年10月15日	1.1738	2.3534	100.49
14期	自 2013年10月16日 至 2014年10月15日	2.3034	2.6523	15.15
15期	自 2014年10月16日 至 2015年10月15日	2.6023	3.1980	22.89
16期(中間期)	自 2015年10月16日 至 2016年4月15日	3.1480	2.9368	6.71

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2000年10月19日 至 2001年10月15日	13,820,144,813	8,299,875,852
2期	自 2001年10月16日 至 2002年10月15日	66,768,717	1,451,687,537
3期	自 2002年10月16日 至 2003年10月15日	27,598,727	1,484,063,694
4期	自 2003年10月16日 至 2004年10月15日	24,137,132	1,080,483,246
5期	自 2004年10月16日 至 2005年10月17日	42,464,663	593,780,230
6期	自 2005年10月18日 至 2006年10月16日	1,524,456,067	301,034,818
7期	自 2006年10月17日 至 2007年10月15日	472,787,986	1,038,323,027
8期	自 2007年10月16日 至 2008年10月15日	9,731,688	341,904,191

9期	自 2008年10月16日	至 2009年10月15日	13,347,611	278,587,329
10期	自 2009年10月16日	至 2010年10月15日	46,486,395	191,258,652
11期	自 2010年10月16日	至 2011年10月17日	414,196,487	262,932,941
12期	自 2011年10月18日	至 2012年10月15日	80,477,616	139,309,200
13期	自 2012年10月16日	至 2013年10月15日	1,796,351,681	1,141,432,485
14期	自 2013年10月16日	至 2014年10月15日	1,437,746,096	1,616,965,698
15期	自 2014年10月16日	至 2015年10月15日	1,502,145,114	1,256,025,043
16期(中間期)	自 2015年10月16日	至 2016年4月15日	372,123,314	309,213,255

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

[次へ](#)

(参考情報)

運用実績

(2016年5月31日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2000年10月19日)～2016年5月31日



※1 分配金再投資基準価額は信託報酬および実績報酬等控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

※2 ベンチマークであるJASDAQ指数は設定日前営業日(2000年10月18日)を10,000として指数化しております。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	30.615円
純資産総額	57.0億円

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2015年10月	500円
2014年10月	500円
2013年10月	500円
2012年10月	0円
2011年10月	0円
設定来累計	2,450円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	95.4%
キャッシュ等	4.6%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	東洋紡	繊維製品	4.2%
2	ニュートン・ファイナンシャル・コンサルティング	保険業	3.5%
3	日精工エー・エス・ビー機械	機械	3.5%
4	オープンハウス	不動産業	3.3%
5	ジャックス	その他金融業	3.3%
6	東洋建設	建設業	3.1%
7	カブコン	情報・通信業	3.0%
8	日立キャピタル	その他金融業	2.9%
9	小野建	卸売業	2.9%
10	藤森工業	化学	2.9%

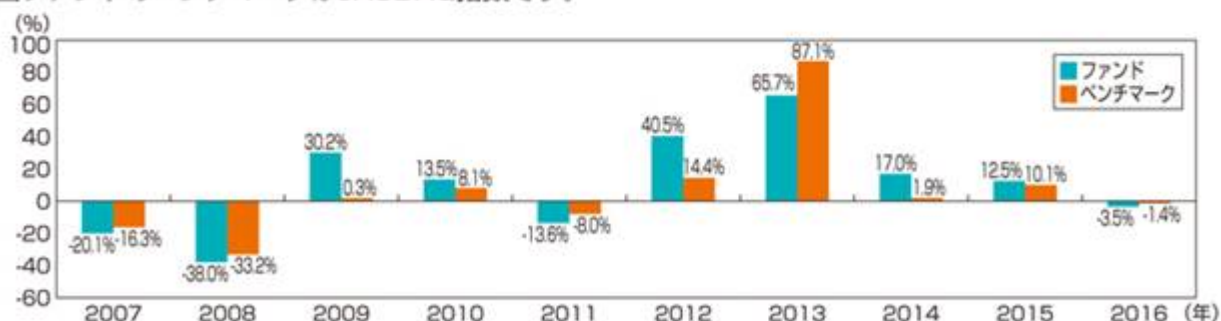
■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	情報・通信業	11.3%
2	化学	9.7%
3	不動産業	7.4%
4	繊維製品	6.9%
5	機械	6.3%
6	その他金融業	6.2%
7	卸売業	5.2%
8	建設業	5.2%
9	その他製品	4.9%
10	輸送用機器	4.8%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJASDAQ指数です。



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

※2016年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書 「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表が追加されます。

<更新・追加>

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第16期中間計算期間（平成27年10月16日から平成28年4月15日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく中間監査を受けております。

中間財務諸表

スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第15期計算期間末 (平成27年10月15日現在)	第16期中間計算期間末 (平成28年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	178,874,711
コール・ローン	552,789,312	-
株式	5,368,395,450	5,297,329,200
未収入金	26,226,362	33,135,258
未収配当金	36,862,800	51,553,550
未収利息	151	-
流動資産合計	5,984,274,075	5,560,892,719
資産合計	5,984,274,075	5,560,892,719
負債の部		
流動負債		
未払金	14,832,622	-
未払収益分配金	90,058,842	-
未払解約金	14,887,474	33,098,208
未払受託者報酬	2,317,827	2,389,414
未払委託者報酬	190,328,014	48,529,253
その他未払費用	1,667,856	2,510,063
流動負債合計	314,092,635	86,526,938
負債合計	314,092,635	86,526,938
純資産の部		
元本等		
元本	1,801,176,850	1,864,086,909
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,869,004,590	3,610,278,872
(分配準備積立金)	786,865,186	666,511,074
元本等合計	5,670,181,440	5,474,365,781
純資産合計	5,670,181,440	5,474,365,781
負債純資産合計	5,984,274,075	5,560,892,719

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 平成26年10月16日 至 平成27年4月15日	第16期中間計算期間 自 平成27年10月16日 至 平成28年4月15日
営業収益		
受取配当金	45,536,900	60,275,350
受取利息	14,782	8,642
有価証券売買等損益	981,858,556	383,019,801
その他収益	921	1,921
営業収益合計	1,027,411,159	322,733,888
営業費用		
受託者報酬	2,224,440	2,389,414
委託者報酬	140,295,209	48,529,253
その他費用	2,013,162	2,510,063
営業費用合計	144,532,811	53,428,730
営業利益又は営業損失()	882,878,348	376,162,618
経常利益又は経常損失()	882,878,348	376,162,618
中間純利益又は中間純損失()	882,878,348	376,162,618
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	195,332,715	10,870,309
期首剰余金又は期首欠損金()	2,491,624,652	3,869,004,590
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,597,775,778	768,304,186
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,597,775,778	768,304,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,330,382,403	661,737,595
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,330,382,403	661,737,595
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,446,563,660	3,610,278,872

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期中間計算期間	
	自 平成27年10月16日	至 平成28年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2) 「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第15期計算期間末	第16期中間計算期間末
	(平成27年10月15日現在)	(平成28年4月15日現在)
1 中間計算期間末日における受益権の総数	1,801,176,850口	1,864,086,909口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.1480円 (31,480円)	2.9368円 (29,368円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期中間計算期間	第16期中間計算期間
自 平成26年10月16日	自 平成27年10月16日
至 平成27年4月15日	至 平成28年4月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第16期中間計算期間	
	自 平成27年10月16日	至 平成28年4月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。	
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>	

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第15期計算期間		第16期中間計算期間	
	自 平成26年10月16日	至 平成27年10月15日	自 平成27年10月16日	至 平成28年4月15日
期首元本額	1,555,056,779円		1,801,176,850円	
期中追加設定元本額	1,502,145,114円		372,123,314円	
期中一部解約元本額	1,256,025,043円		309,213,255円	

2. デリバティブ取引関係

第15期計算期間	第16期中間計算期間
自 平成26年10月16日	自 平成27年10月16日
至 平成27年10月15日	至 平成28年4月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書 「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(平成28年5月31日現在)

資産総額	5,731,895,070 円
負債総額	27,587,151 円
純資産総額(-)	5,704,307,919 円
発行済口数	1,863,266,578 口
1口当たり純資産額(/)	3.0615 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年10月末日現在）

略

(2) 委託会社の機構（平成27年10月末日現在）

略

運用体制

1) 略

2) 意思決定プロセス

a. ファンド・マネージャーは、C I O（運用調査本部長）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b. C I O（運用調査本部長）は投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c. 略

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成28年5月末日現在）

略

(2) 委託会社の機構（平成28年5月末日現在）

略

運用体制

1) 略

2) 意思決定プロセス

a. ファンド・マネージャーは、C I Oの指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b. C I Oは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c. 略

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委

託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行います。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は平成28年5月31日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	189,846
単位型株式投資信託	4	2,728
合計	33	192,574

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

加入協会 / 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

原届出書 「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		4,478		5,414
預託金		500		500
未収委託者報酬		298		393
未収投資顧問料		534		775
前払費用		31		66
未収収益		31		27
未収入金		4		6
繰延税金資産		128		258
その他		2		-
流動資産合計		6,009		7,442
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	61	2	1
工具、器具及び備品	2	39	2	14
有形固定資産合計		100		16
無形固定資産				
ソフトウェア		5		4
無形固定資産合計		5		4
投資その他の資産				
差入保証金		27		153
長期前払費用		3		2
投資その他の資産合計		31		156
固定資産合計		137		176
資産合計		6,147		7,619
(負債の部)				
流動負債				
預り金		73		147
未払手数料		53		76
その他未払金	3	1,020	3	1,692
未払法人税等		148		234
未払消費税等		13		104
前受金		271		-
資産除去債務		-		37
流動負債合計		1,581		2,292
固定負債				
資産除去債務		37		-
繰延税金負債		9		-
固定負債合計		46		-
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		1,627		2,292

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	120	240
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,853	2,539
利益剰余金合計	1,973	2,779
株主資本合計	4,520	5,326
純資産合計	4,520	5,326
負債純資産合計	6,147	7,619

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		1,405		2,779
投資顧問料収入		2,497		3,110
受入手数料		423		364
その他営業収益		4		4
営業収益計		4,330		6,257
営業費用				
支払手数料		227		664
広告宣伝費		64		154
調査費		152		149
委託計算費		17		19
営業雑経費				
通信費		13		14
印刷費		5		13
協会費		8		9
諸会費		1		2
その他		2		2
営業費用計		493		1,029
一般管理費				
給料		947		1,228
役員報酬		55		48
給料・手当		607		643
賞与		283		537
旅費交通費		78		107
事務委託費	1	267	1	336
業務委託費		250		283
不動産賃借料		69		98
租税公課		23		43
固定資産減価償却費		33		87
交際費		12		17
諸経費		63		72
一般管理費計		1,747		2,275
営業利益		2,088		2,952
営業外収益				
受取利息		1		1
受取賃貸料		5		15
為替差益		114		-
雑収入		1		0
営業外収益計		122		18
営業外費用				
為替差損		-		19
雑損失		0		1
営業外費用計		0		21
経常利益		2,211		2,949
特別損失				
金融商品取引責任準備金繰入額		0		0
特別損失計		0		0

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
税引前当期純利益	2,211	2,949
法人税、住民税及び事業税	856	1,081
法人税等調整額	130	138
法人税等合計	726	943
当期純利益	1,484	2,006

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	27	19	47	-	1,688	1,688	4,235	4,235
当期変動額									
剰余金の配当						1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備金積立額					120	120	-	-	-
当期純利益						1,484	1,484	1,484	1,484
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	120	164	284	284	284
当期末残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資 本合計	
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他 利益 剰余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計		
当期首残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520
当期変動額									
剰余金の配当						1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備金 積立額					120	120	-	-	-
当期純利益						2,006	2,006	2,006	2,006
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	120	696	806	806	806
当期末残高	2,500	27	19	47	240	2,539	2,779	5,326	5,326

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

会計上の見積りの変更

耐用年数の変更

当社は、取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。

この本社移転に伴い利用見込みのない建物附属設備等につきまして、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当事業年度に耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ62百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5	1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5
2. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 28百万円 工具、器具及び備品 46百万円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 88百万円 工具、器具及び備品 71百万円
3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 654百万円	3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 966百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 223百万円	1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 261百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年3月31日	平成27年6月25日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000	利益剰余金	40,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,478	4,478	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	298	298	-
(4) 未収投資顧問料	534	534	-
(5) 未収収益	31	31	-
資産計	5,843	5,843	-
(1) 未払手数料	53	53	-
(2) その他未払金	1,020	1,020	-
負債計	1,074	1,074	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,478	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	298	-	-	-
未収投資顧問料	534	-	-	-
未収収益	31	-	-	-
合計	5,843	-	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,414	5,414	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	393	393	-
(4) 未収投資顧問料	775	775	-
(5) 未収収益	27	27	-
資産計	7,111	7,111	-
(1) 未払手数料	76	76	-
(2) その他未払金	1,692	1,692	-
負債計	1,769	1,769	-

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,414	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	393	-	-	-
未収投資顧問料	775	-	-	-
未収収益	27	-	-	-
合計	7,111	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	139百万円	137百万円
資産除去債務	11	11
未払事業税	31	73
未確定債務否認	97	172
金融商品取引責任準備金	0	0
その他	-	10
繰延税金資産小計	280	405
評価性引当額	151	147
繰延税金資産合計	128	258
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	9	0
繰延税金負債合計	9	0
繰延税金資産の純額	119	258

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
税率変更による差異等	0.4	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	
住民税均等割	0.1	
評価性引当金の増減	3.6	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度末（平成27年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末（平成28年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,940	1,170	842	344	32	4,330

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	842	投信投資顧問業
A社（注）	658	投信投資顧問業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
3,627	1,717	528	303	79	6,257

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	740	投信投資顧問業

(注) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,517	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ 管理会社	業務委託 (注1) (注2)	223	未払金	83
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	132	未収投資顧問料	24
							配当金の支払	1,200	-	-
							連結納税による個別帰属額	568	未払金	569

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562 千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	804	未収投資顧問料	86
						販売会社	手数料の受取 (注1)	33	未収収益	7
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	25,001 千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	4	未収投資顧問料	-
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都品川区	100 百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1) (注2)	24	未払金	23
本社事務所の賃貸						賃貸料の受取 (注1) (注2)	5	未収入金	1	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,575	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ 管理会社	業務委託 (注1) (注2)	261	未払金	77
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	447	未収投資顧問料	181
							配当金の支払	1,200	-	-
							連結納税による個別帰属額	759	未払金	759

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都品川区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取 (注1) (注2)	7	未収入金	2
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都品川区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1)	37	未払金	30
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取 (注1)	8	未収入金	2
	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	500	未収投資顧問料	94
						業務の委託	業務委託報酬の受取 (注1)	4	未収入金	1
						販売会社	手数料の受取 (注1)	24	未収収益	4
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	17	未収投資顧問料	7
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払 (注1)	3	未払金	1
						業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1)	48	未払金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	90,408円31銭	1株当たり純資産額	106,534円78銭
1株当たり当期純利益金額	29,699円13銭	1株当たり当期純利益金額	40,126円46銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成27年3月31日)	当事業年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	4,520	5,326
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	4,520	5,326
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

(注) 2 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,484	2,006
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,484	2,006
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000	50,000

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

5【その他】

< 訂正前 >

平成27年6月24日に開催の定時株主総会にて、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役について責任限定契約を締結できるようにするため、定款第27条に取締役の責任免除に関する条項を、第32条に監査役の責任免除に関する条項を新たに新設する旨の定款の一部変更決議を行っております。

< 訂正後 >

（1）定款の変更等

平成28年5月25日付で、以下のとおり定款の変更をいたしました。

・本店の所在地を「東京都品川区」から「東京都港区」に変更いたしました。

（本店移転日は平成28年6月13日）

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」については、以下のとおり更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 (平成28年3月末日現在)	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SMB C信託銀行	27,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。

株式会社 S B I 証券	47,937百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

略

第3【その他】

(1) ~ (2) 略

<訂正前>

(3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

以下の内容を目論見書表紙に記載することがあります。



「Morningstar Award “Fund of the Decade 2013” において国内株式型部門を受賞しました。」

Morningstar Award “Fund of the Decade 2013”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc.に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。
当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。国内株式型部門は、2013年12月末において運用期間10年以上の当該部門に属するファンド348本の中から選考されました。

<訂正後>

当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年6月10日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンドの平成27年10月16日から平成28年4月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンドの平成28年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年10月16日から平成28年4月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。